

設備基準について

別添 2

保育所の施設整備における設備基準及び職員配置は、条例に基づいており、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に比べて一部上回る基準を設けています。法令や条例に規定されていない条件は、望ましい事項として記載するものです。

1 設備基準

	千葉市基準	【参考】国基準
乳児室 又は、 ほふく室	2歳未満児1人当たり 3.30 m ²	2歳未満児1人当たり 1.65 m ²
保育室	2歳以上児1人当たり 1.98 m ²	保育室又は遊戯室
遊戯室	保育室と別に設置 ※定員が59人以下の保育所で設置が困難な場合は設置しなくても可	2歳以上児1人当たり 1.98 m ²
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり 3.30 m ² (定員が59人以下の保育所の場合は近隣の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)	2歳以上児1人当たり 3.30 m ² (近隣の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)
医務室	設置 (事務室に併設可)	設置
調理室	設置	設置
トイレ	設置	設置
保育用具	設置	設置

整備が望ましい施設

事務室、調乳室、沐浴室、洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室 等

※ 有効面積が基準面積を満たすこと。

※ 一時預かり事業を実施する場合も、構成年齢に応じた千葉市基準を満たすこと。